

公益財団法人奈良県防犯協会定款

(平成23年3月22日 公布第28号)

- 第1章 総則(第1条から第2条)
 - 第2章 目的及び事業(第3条から第4条)
 - 第3章 資産及び会計(第5条から第9条)
 - 第4章 会員及び会費(第10条)
 - 第5章 評議員(第11条から第14条)
 - 第6章 評議員会(第15条から第21条)
 - 第7章 役員等(第22条から第29条)
 - 第8章 理事会(第30条から第35条)
 - 第9章 事務局(第36条)
 - 第10章 定款の変更及び解散(第37条から第40条)
 - 第11章 公告の方法(第41条)
 - 第12章 補則(第42条)
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人奈良県防犯協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良市柏木町119番地2奈良県警察本部第二庁舎内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、警察活動と緊密な連携を図り、犯罪や非行のない明るく住みよい地域社会を実現するための事業を行い、犯罪の防止並びに治安の維持並びに児童又は青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯広報啓発普及事業
- (2) 少年の非行防止及び健全育成事業
- (3) 防犯ボランティア支援事業
- (4) 防犯功労者及び功労団体表彰事業
- (5) 防犯モデルマンション登録事業
- (6) 風俗営業管理者講習及び風俗営業所調査に関する事業
- (7) 自転車防犯登録に関する事業

- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、奈良県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。基本財産に繰り入れようとするときも、同様とする。

- 3 基本財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議による。この場合、基本財産のうち現金は、定期預金、国債、公債、その他安全確実な有価証券に代えて、保管しなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日にお

ける公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第4章 会員及び会費

(会員)

第10条 この法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 警察署の管轄区域内に設けられた地域防犯団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛助する法人、団体又は個人で理事会が承認したもの

2 会員及び賛助会費に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第5章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員15名以上25名以内を置く。

(評議員の選任等)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることが出来ない。

（任期）

第 1 3 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 1 1 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬）

第 1 4 条 評議員は無報酬とする。

第 6 章 評議員会

（構成）

第 1 5 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 1 6 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 決算の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 1 7 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

第 1 8 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。
(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した評議員の中から選出された2名が議長とともに記名押印する。

第7章 役員等

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち3名を副会長とし、会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

- 4 専務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第26条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

(名誉会長及び顧問等)

第29条 この法人に、任意の機関として名誉会長1名、顧問1名及び参与3名以内を置くことができる。

2 名誉会長はこの法人に特別の功労がある者の中から、顧問は学識経験者の中から、参与は有識者の中から、それぞれ理事会の決議によって選任する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、それぞれ理事会の決議によって解任することができる。

4 名誉会長及び顧問は、会長の相談に応じ、又は理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。

5 参与は、理事会に出席して意見を述べることができる。

6 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務の執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、定時理事会として毎年度2回招集するほか、必要がある場合に臨時理事会を招集する。
(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。

第9章 事務局

(設置等)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 職員 若干名
- 2 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 3 事務局長には、専務理事をもって充てることができる。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関

する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 4 0 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 1 章 公告の方法

（公告の方法）

第 4 1 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、奈良県において発行する奈良新聞に掲載する方法による。

第 1 2 章 補則

（委任）

第 4 2 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 0 号）第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事（会長）は西口廣宗とし、最初の業務執行理事（副会長）は菊池攻、森本俊一及び仲川げんとし、最初の業務執行理事（専務理事）は中谷光とする。

4 この法人の最初の評議員は、別紙評議員名簿のとおりとする。

別表（第 5 条関係）基本財産

財産種別	金 額
投資有価証券、定期預金	1 4 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円